

藤沢市学校事故措置委員会規則の一部改正について
藤沢市学校事故措置委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

2024年（令和6年）11月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、学校事故措置委員会の委員構成を見直すため、所要の改正をする必要による。

藤沢市学校事故措置委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市学校事故措置委員会規則の一部を改正する規則

藤沢市学校事故措置委員会規則（昭和49年藤沢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「14人」を「7人」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 保護者 2人
- (3) 市立学校教職員 2人

第3条第1項第4号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市学校事故措置委員会規則(昭和49年教委規則第6号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会の委員は、<u>7</u>人とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>学識経験者 3人</u></p> <p>(2) <u>保護者 2人</u></p> <p>(3) <u>市立学校教職員 2人</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会の委員は、<u>14</u>人とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>市民 2人</u></p> <p>(2) <u>学識経験者 3人</u></p> <p>(3) <u>保護者 5人</u></p> <p>(4) <u>市立学校教職員 4人</u></p> <p>2・3 (略)</p>